

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年 3月31日(月)

今週のことば

JC-STAR

経産省及びIPAは、IoT製品を狙ったサイバー攻撃が増加しているため、購入者が製品のセキュリティ水準を容易に確認できるラベリング制度「JC-STAR」を開始。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/31(月) 大安	1月決算法人の確定申告ほか
4/ 1(火) 赤口	エープリルフール
2(水) 先勝	
3(木) 友引	
4(金) 先負	清明、3月の米雇用統計
5(土) 仏滅	
6(日) 大安	春の全国交通安全運動

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/24(月)	37,608 ▼69	149.63 ▼0.32
25(火)	37,780 △172	150.72 ▼1.09
26(水)	38,027 △247	150.40 △0.32
27(木)	37,800 ▼227	150.54 ▼0.14
28(金)	37,120 ▼680	150.38 △0.16

4月(又は本年分)から改正される主な税制

成立した令和7年度税制改正により本年4月(又は本年分)から始まる主な税制は以下のとおりです。

◎基礎控除及び給与所得控除の引上げ……本年分から所得税の基礎控除を58万円(合計所得金額2350万円以下の場合)に引上げた上で、給与収入850万円以下の方は控除額を上乗せし、①給与収入200万円以下は95万円、②475万円以下は88万円、③665万円以下は68万円、④850万円以下は63万円とします(②~④は2年間の時限措置)。また、給与所得控除の最低保障額を65万円に上げます。

◎特定親族特別控除の創設……本年分から扶養控除の対象となる親族の所得要件は合計所得金額58万円以下(給与収入123万円相当)となりますが、19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が58万円超123万円以下(同188万円相当)の場合でも控除が受けられる「特定親族特別控除」を創設します。

◎NISAにおけるETFの買付方法の見直し……つみたて投資枠におけるETFの定額買付について、最低取引単位を1万円以下に上げます。

◎事業承継税制の役員就任要件等の見直し……法人版の特例措置を適用して非上場株式等を贈与する場合の後継者の役員就任要件を「贈与の直前に役員等であること」に見直します(個人版も同様の見直し)。

◎中小企業経営強化税制の見直し……生産性向上設備(A類型)及び収益力強化設備(B類型)の指標を見直すとともに、B類型に売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を創設します。

◎先端設備導入に係る固定資産税の軽減措置の見直し……先端設備等導入計画に1.5%以上の賃上げ方針を位置付けることを要件に加えます。

■この記事の詳細は、情報BOX201513

所得税と住民税で大きく乖離する年収の壁

税制上の年収の壁として、所得税が課税される「103万円の壁」と個人住民税が課税される「100万円の壁」がありましたが、令和7年度税制改正では「103万円の壁」を見直すため、所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額を引上げて、所得税の課税最低限が160万円(給与収入200万円以下の基礎控除95万円+給与所得控除65万円)となりました。

一方で個人住民税については、給与所得控除の最低保障額を所得税と同様に10万円上げますが、基礎控除の引上げは行われなかったため年収の壁は「110万円の壁」となり、所得税の年収の壁と大きく乖離することになります。

★★★ 4月のチェックポイント ★★★

※協会けんぽの都道府県ごとの健康保険料率は3月分(4月納付分)から改定となり、全国一律の介護保険料率は1.59%に引下げとなります。
※令和7年度の雇用保険料率は0.1%引下げとなり一般事業は1.45%(事業主0.9%、労働者0.55%)となります(労災保険率は変更なし)。
※令和6年度の確定申告で振替納税を利用した方の振替日は、所得税が4月23日(水)、個人消費税込が4月30日(水)です(残高の確認を)。
※6日~15日は「春の全国交通安全運動」です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和7年4月（又は令和7年分）から開始となる主な税制

令和7年度税制改正法案は、所得税の基礎控除引上げに係る修正を行った上で令和7年3月31日に成立しました。これにより、令和7年4月（又は令和7年分）から始まる主な税制には次のようなものがあります。

◆所得税の基礎控除及び給与所得控除の最低保障額の引上げ

・所得税の基礎控除については、合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除の額を10万円引上げて58万円とした上で、合計所得金額655万円以下（給与収入850万円相当以下）の場合は以下のように控除額を段階的に加算する「基礎控除の特例」を創設します。なお、①は恒久措置となりますが、②～④は令和7年分及び8年分の時限措置となります

各年分における合計所得金額（）内は給与収入の金額	加算額	控除額(58万円+加算額)
①132万円以下（給与収入200万円相当以下）	37万円	95万円
②132万円超336万円以下（同200万円超475万円以下）	30万円	88万円
③336万円超489万円以下（同475万円超665万円以下）	10万円	68万円
④489万円超655万円以下（同665万円超850万円以下）	5万円	63万円

・また、給与所得控除の最低保障額については、10万円引上げて65万円とします。
 ・令和7年分以後の所得税が対象となりますが、給与所得者の場合は令和7年12月1日以後の年末調整で適用します。

◆特定親族特別控除の創設

・居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が58万円（給与収入123万円相当）を超えて控除対象扶養親族（合計所得金額が58万円以下の場合は特定扶養親族に該当）に該当しない場合※でも、合計所得金額85万円（同150万円相当）まで特定扶養控除と同額の63万円を控除でき、合計所得金額123万円（同188万円相当）まで段階的に逡減された控除額を適用できる「特定親族特別控除」を創設します。

・令和7年分以後の所得税から適用します（給与所得者の場合は令和7年分の年末調整で適用）。
 ※同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件は58万円以下となります。

◆NISA（つみたて投資枠）におけるETFの買付方法

・NISA（つみたて投資枠）におけるETFの買付方法について、令和7年4月1日から定額買付による最低取引単位を1万円以下に上げます。

・また、従来の定額買付に加えて設定金額内で取得可能な最大口数での買付を可能とします。

◆事業承継税制における後継者の役員就任要件等の見直し

・法人版事業承継税制の特例措置について、贈与時における後継者の役員就任要件（株式の贈与日までに3年以上継続して役員等である）を見直し、「贈与の直前において承継会社の役員等であること」とします。

・個人版事業承継税制についても「贈与の直前において事業等に従事していること」とします。

・令和7年1月1日以後の贈与について適用します。

◆中小企業経営強化税制の延長・見直し

・中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を取得等した場合に即時償却又は取得価額の10%（資本金3千万円超は7%）の税額控除が選択適用できる制度について、適用期限を令和9年3月末まで2年延長した上で、生産性向上設備（A類型）及び収益力強化設備（B類型）の指標の見直しや、デジタル化設備（C類型）の廃止などを行います。

・また、収益力強化設備（B類型）に売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を創設します。

◆先端設備導入に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長・見直し

・中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の軽減措置について、適用期限を令和9年3月末まで2年延長した上で、同計画に雇用者給与等支給額を1.5%以上上げる方針を位置付けることを要件に加えます。

・雇用者給与等支給額を1.5%以上上げる方針を位置付けた場合は取得した機械・装置等の固定資産税を3年間1/2としますが、雇用者給与等支給額を3%以上上げる方針を位置付けた場合は、5年間1/4に軽減します。